

「官民連携移住促進モデル事業」募集要項

1. 概要

北九州市では、2024（令和6）年における社会動態がプラス492人となり、60年ぶりに転入超過を達成しました。この流れをさらに加速させるため、これまで北九州市が実施してきた移住施策に加え、団体、企業の皆様ならではの独創的な視点や画期的なアプローチによる、北九州市への移住促進に資するモデル事業を広く募集します。

採択された事業者には、1事業あたり150万円を上限として、事業経費を補助します。官民連携による移住促進により、更なる社会動態の改善に繋がっていきます。

2. 募集対象者

本事業に提案できる方は、下記の全ての要件を満たす者としてします。

- （1）日本国内に事業活動を行う拠点がある団体又は企業
- （2）企画した事業等について、責任を持って遂行できる団体又は企業
- （3）市区町村税を滞納していない団体又は企業
- （4）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する団体又は企業でないこと。

3. 募集内容

北九州市が抱える課題（下記参照）を踏まえ、団体、企業の皆様ならではの独創的な視点や画期的なアプローチによる、北九州市への移住促進に資するモデル事業を募集します。モデル事業は、令和7年度に取り組む事業に対して補助を行います。令和8年度以降の継続性や発展性も期待しています。また、メインターゲットは、若者及び子育て世帯とします。ただし、下記の事業を除きます。

- （1）北九州市又は国、地方公共団体及び公的機関その他これに準ずる団体から補助金、負担金、又は委託料が交付される事業
- （2）北九州市の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げとなるおそれがある事業
- （3）法令及び公序良俗に反する事業、又はそのおそれがあると認められる事業
- （4）政治、宗教等の思想活動を目的とする事業
- （5）その他市長が北九州市への移住促進に不適當であると認める事業

<北九州市が抱える課題の一例>

- | | |
|------------------|-----------------------|
| ○福岡市・東京圏への転出超過 | ○20～30代の若者、子育て世帯の転出超過 |
| ○大学卒業を契機とした学生の転出 | ○空き家の増加 等 |

4. 採択件数(予定)

採択件数は、2件を予定しています。

5. 補助対象期間

補助対象期間は、補助金の交付を決定した日から令和8年3月15日までとします。

6. 補助金額

事業に対する補助金の額は、150万円を上限とし、補助対象経費の2分の1以内とします。補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとします。

※ 募集対象者の要件や提出書類等に虚偽が判明した場合、採択を取り消すとともに、北九州市が定める期限までに補助金を一括で返還するものとします。

7. 補助対象経費

補助対象経費は、下記に掲げる費目（免税事業者等で仕入控除ができないものを除き、消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）とします。下記に掲げる内容であっても支払を証明することができないものや補助事業と無関係なもの、日用品や汎用性の高いものなどは対象外とします。

費目	内容
賃金	事業のために雇用したアルバイト等の賃金 （団体又は企業の構成員以外）
報償費	講師や通訳、出演者など外部の専門家への謝礼等
旅費	外部の専門家等の旅費、会議や打合せのための交通費等 （宿泊費は市内の宿泊に限る。交通費の支給は原則実費とする。）
消耗品・材料費	事務用品や書籍、部品等の購入費
備品費	取得価格5万円未満の備品購入費
委託費	会場設営費、看板製作・設置費、ホームページ制作費等
広告宣伝費	TV・ラジオ・新聞等での広告宣伝費、チラシ等の印刷費
役務費	郵便代、宅配便代、クリーニング代、ボランティア保険等
使用料・賃借料	会場使用料、車両や機材等の借上げ料等
その他	上記以外の経費で、特に必要と認められる経費

8. 質問の受付及び回答

本事業について質問がある場合、令和7年11月11日までに北九州市都市戦略局総務政策部住まい支援室宛に「質問票（様式1）」をメールで提出してください。

なお、受け付けた質問に対する回答を令和7年11月14日までに北九州市公式ホームページの本事業ページに掲載します。

9. 提案方法

(1) 提出書類

提出書類は、下記のとおりとします。事業提案書等を提出する団体又は企業は、参加申出書等を提出期限までに必ず提出してください。参加申出書等の提出がない場合、事業提案書等は受理できませんのでご注意ください。

提出書類	様式	提出期限	備考
参加申出書等			
参加申出書	様式2	令和7年11月18日 15時必着	—
団体又は企業役員一覧表	様式3		—
事業提案書等			
事業提案書	様式4	令和7年11月25日 15時必着	プレゼンテーション審査において、スクリーン 投影予定
その他提案内容を補足する資料	任意様式		
収支予算書	様式5		
事業を主催する団体又は企業の概要書	様式6		
構成する団体又は企業一覧表 (共同提案の場合のみ)	様式7		
履歴事項全部証明書	—		—
納税証明書	—		—
その他市長が必要と認める書類	—		—

※ 「団体又は企業役員一覧表」、「履歴事項全部証明書」及び「納税証明書」は、構成する全ての団体又は企業について必要です。

(2) 作成方法

各種様式は、北九州市都市戦略局総務政策部住まい支援室のホームページからダウンロードして使用してください。

(3) 提出先

北九州市都市戦略局総務政策部住まい支援室宛にメールで提出してください。

アドレス：toshi-shien@city.kitakyushu.lg.jp

※ メール容量等により、送信ができない場合等はお知らせください。

※ 提出書類は、PDF形式で1ファイルにまとめて提出してください。

10. 審査方法

提出書類をもとに、学識経験者等による審査委員会においてプレゼンテーション審査を行います。プレゼンテーション審査の時間は、質疑応答を含め20分程度/件とし、開催日時等は、別途お知らせします。

プレゼンテーション審査の評価ポイントは下記のとおりです。

【評価ポイント】

評価項目	評価の視点	配点
企画性	提案内容の独創性、新規性など	30
実行性	組織体制の適切性など	30
事業効果	移住促進への貢献度、メインターゲットへの訴求力	20
継続性・発展性	令和8年度以降の事業の継続性・将来的な発展性など	20

※ 合計評点が6割を超えていることを採択の基準とします。

※ オンラインでのプレゼンテーションも可能とします。オンライン会議システム（Zoomを想定）を使用しますので、安定したインターネット接続環境を準備してください。
なお、接続テストは事前に調整可能です。

※ 提出書類及び提出データ以外を用いてのプレゼンテーションはできません。

※ 応募者多数の場合、審査委員会前に北九州市による事前審査を行うことがあります。
なお、事前審査で落選となった場合は、その旨を提案者に通知します。

11. 審査結果の通知及び公表

プレゼンテーション審査の結果については、提案者全員に通知します。また、採択事業については、北九州市都市戦略局総務政策部住まい支援室のホームページ等で公表します。

12. 募集期間・採択スケジュール（予定）

- | | |
|---------------|------------|
| (1) 募集開始 | 令和7年10月28日 |
| (2) 質問受付締切 | 令和7年11月11日 |
| (3) 参加申出書等締切 | 令和7年11月18日 |
| (4) 事業提案書等締切 | 令和7年11月25日 |
| (5) 審査委員会 | 令和7年12月上旬 |
| (6) 採択事業決定・公表 | 令和7年12月中旬 |